

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する

第３条中「（３）高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内端野線」を「（３）高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線」に改める。

第４条中「別紙１－１４２」を「別紙１－１５０」に改める。

第５条中「別紙１－１４２」を「別紙１－１５０」に改める。

第１３条中「別紙１－１４２」を「別紙１－１５０」に改める。

別紙１－１３０を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

88,131 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

89, 011 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
 ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
 また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ)		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 予定月日	工事の完成 予定年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	県道 佐野環状線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	立体接続	平成21年 9月5日	平成23年 3月30日	1,296百万円	1,395百万円	—	佐野 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 宇都宮市 今里町	県道 上河内 スマート インター線	栃木県 宇都宮市 今里町	立体接続	平成21年 9月5日	平成22年 12月31日	341百万円	366百万円	—	上河内 SA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 予定月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	県道 那須高原 スマート インター線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	立体接続	平成21年 9月5日	平成22年 12月31日	452百万円	488百万円	—	那須 高原 SA
東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	市道 赤坂強首線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	立体接続	平成21年 9月5日	平成23年 3月30日	130百万円	141百万円	—	西仙北 SA
東北横断自動車道 いわき新潟線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	市道新津 1－90号線 及び 市道新津 1－91号線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	立体接続	平成21年 9月5日	平成24年 3月30日	1,896百万円	2,049百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び栗生田	市道3979号 路線及び 市道6919号 路線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び栗生田	立体接続	平成21年 9月5日	平成24年 3月30日	2,081百万円	2,244百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	群馬県佐波 郡玉村町上 新田及び高 崎市上滝町	市道 G680号線 及び 市道 G681号線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	立体接続	平成21年 9月5日	平成24年 3月30日	4,072百万円	4,369百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	茨城県 石岡市 正上内	市道 A2485号線	茨城県 石岡市 正上内	立体接続	平成21年 9月5日	平成23年 3月30日	3,922百万円	4,166百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県 三条市 福島新田	市道岡野 新田1号線 及び 市道岡野 新田2号線	新潟県 三条市 福島新田	立体接続	平成21年 9月5日	平成23年 12月31日	1,027百万円	1,108百万円	—	栄PA

別紙１－１４２の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)

(宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県黒川郡富谷町穀田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県宮城郡利府町沢乙	から
	宮城県黒川郡富谷町穀田	まで

(ロ) 延	長	6.6 キロメートル
-------	---	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 から 宮城県黒川郡富谷町穀田 まで	100	6.6	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙 から 宮城県黒川郡富谷町穀田 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 1. 75	4. 25	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 50×2	3. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道塩竈吉岡線	宮城県宮城郡利府町沢乙	立体接続	利府しらかし台インターチェンジ
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県黒川郡富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

3, 157 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 宮城県宮城郡利府町沢乙 (No.228+11.62) ～宮城県黒川郡富谷町穀田 (No.502+00) まで
平成 21 年 10 月 1 日

ロ 宮城県黒川郡富谷町穀田 (No.502+00) ～宮城県黒川郡富谷町穀田 (No.558+4.061) まで
平成 21 年 9 月 5 日

・なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 351 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 191 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)

(宮城県黒川郡富谷町穀田から宮城県黒川郡富谷町富谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県黒川郡富谷町穀田	から
	宮城県黒川郡富谷町富谷	まで

(ロ) 延 長	1.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県黒川郡富谷町穀田 から 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで	80	1.7	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県黒川郡富谷町穀田 から 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県黒川郡富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション(仮称)
一般国道4号	宮城県黒川郡富谷町富谷	平面接続	富谷インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 044 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 22 年 10 月 1 日

・なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 212 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 107 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)(利府JCT改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県宮城郡利府町加瀬

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	宮城県宮城郡利府町加瀬	立体接続	利府ジャンクション

(4) 工事予算

908 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 21 年 10 月 1 日

・なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

977 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 930 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

北海道縦貫自動車道函館名寄線（新千歳空港IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道千歳市泉沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道 新千歳空港インター線	北海道千歳市 泉沢	立体接続	新千歳空港インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

747 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

798 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 760 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（大衡IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県黒川郡大衡村奥田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道大衡落合線	宮城県黒川郡大衡村 松の平	立体接続	大衡インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

851 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

905 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 863 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道酒田線(酒田中央JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道酒田線

(2) 工事の箇所

山形県酒田市遊摺部

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道47号	山形県酒田市遊摺部	立体接続	酒田中央ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 25 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県上水内郡信濃町大字野尻 から
新潟県上越市大字中屋敷 まで

(ロ) 延 長 37.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	第1種第3級	道路構造令
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	第1種第2級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	80	17.6	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	100	19.9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
長野県上水内郡 信濃町大字野尻 から 新潟県上越市 中郷区二本木 まで	土工(掘割)部分	1. 75	1. 75	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75	1. 75	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25	1. 25	—	—	—	
新潟県上越市 中郷区二本木 から 新潟県上越市 大字中屋敷 まで	土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
	トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75	1. 75	1. 75	1. 25	3. 00	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	3. 00メートル(土工部) 3. 00メートル(橋梁部)	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4. 50メートル(土工部) 4. 50メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

51, 000 百万円(消費税込み)
(うち工事費 48, 572百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 30 日

(一部完成 平成24年度)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

54,908 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県木更津市中烏田 から
 千葉県富津市竹岡 まで

(ロ) 延 長 20.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	100	20.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

28, 000 百万円(消費税込み)

(うち工事費 26, 667百万円(消費税込み))

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 30 日

(一部完成 平成23年度)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29,805 百万円（消費税込み）

(うち、助成対象基準額) - 百万円 (消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	41,349百万円
H 1 9	41,169百万円
H 2 0	30,487百万円
H 2 1	25,291百万円
H 2 2	28,251百万円
H 2 3	34,591百万円
H 2 4	37,195百万円
H 2 5	39,714百万円
H 2 6	41,885百万円
H 2 7	44,029百万円
H 2 8	45,649百万円
H 2 9	47,673百万円
H 3 0	48,212百万円
H 3 1	49,986百万円
H 3 2	50,777百万円
H 3 3	51,154百万円
H 3 4	51,593百万円
H 3 5	51,850百万円
H 3 6	52,616百万円
H 3 7	53,370百万円
H 3 8	52,704百万円
H 3 9	52,790百万円
H 4 0	52,987百万円
H 4 1	53,713百万円
H 4 2	54,423百万円
H 4 3	53,810百万円
H 4 4	54,642百万円
H 4 5	53,065百万円
H 4 6	52,974百万円
H 4 7	52,805百万円
H 4 8	53,208百万円
H 4 9	53,479百万円
H 5 0	52,795百万円
H 5 1	52,699百万円
H 5 2	52,714百万円
H 5 3	52,618百万円
H 5 4	52,916百万円
H 5 5	53,241百万円
H 5 6	52,419百万円
H 5 7	52,395百万円
H 5 8	52,377百万円
H 5 9	52,248百万円
H 6 0	52,214百万円
H 6 1	52,131百万円
H 6 2	33,956百万円

(注1) 上記記載の債務引受限度額については、平成22年度までの期間において、限度額に
 残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙5を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	551,875百万円	63,667百万円	379,925百万円	127,702百万円	252,223百万円
H 1 9	559,192百万円	67,965百万円	405,577百万円	136,324百万円	269,253百万円
H 2 0	555,373百万円	68,941百万円	411,402百万円	138,282百万円	273,120百万円
H 2 1	449,377百万円	55,670百万円	332,204百万円	111,662百万円	220,542百万円
H 2 2	441,591百万円	54,212百万円	323,506百万円	108,738百万円	214,768百万円
H 2 3	536,319百万円	65,900百万円	393,251百万円	132,181百万円	261,070百万円
H 2 4	561,303百万円	68,796百万円	410,532百万円	137,990百万円	272,542百万円
H 2 5	580,410百万円	70,981百万円	423,575百万円	142,374百万円	281,201百万円
H 2 6	591,222百万円	72,131百万円	430,438百万円	144,681百万円	285,757百万円
H 2 7	601,969百万円	73,266百万円	437,208百万円	146,956百万円	290,252百万円
H 2 8	599,955百万円	72,810百万円	434,488百万円	146,042百万円	288,446百万円
H 2 9	603,002百万円	72,947百万円	435,303百万円	146,316百万円	288,987百万円
H 3 0	664,483百万円	80,968百万円	483,169百万円	162,405百万円	320,764百万円
H 3 1	673,129百万円	81,867百万円	488,534百万円	164,208百万円	324,326百万円
H 3 2	678,472百万円	82,470百万円	492,131百万円	165,417百万円	326,714百万円
H 3 3	677,942百万円	82,350百万円	491,416百万円	165,177百万円	326,239百万円
H 3 4	677,095百万円	82,182百万円	490,411百万円	164,839百万円	325,572百万円
H 3 5	678,941百万円	82,390百万円	491,655百万円	165,257百万円	326,398百万円
H 3 6	675,881百万円	81,888百万円	488,658百万円	164,250百万円	324,408百万円
H 3 7	674,297百万円	81,574百万円	486,785百万円	163,620百万円	323,165百万円
H 3 8	674,824百万円	81,737百万円	487,758百万円	163,947百万円	323,811百万円
H 3 9	676,752百万円	81,979百万円	489,201百万円	164,432百万円	324,769百万円
H 4 0	674,074百万円	81,601百万円	486,948百万円	163,675百万円	323,273百万円
H 4 1	673,921百万円	81,485百万円	486,253百万円	163,441百万円	322,812百万円
H 4 2	672,453百万円	81,199百万円	484,549百万円	162,869百万円	321,680百万円
H 4 3	672,035百万円	81,224百万円	484,699百万円	162,919百万円	321,780百万円
H 4 4	666,139百万円	80,340百万円	479,421百万円	161,145百万円	318,276百万円
H 4 5	663,215百万円	80,162百万円	478,359百万円	160,788百万円	317,571百万円
H 4 6	660,363百万円	79,800百万円	476,197百万円	160,061百万円	316,136百万円
H 4 7	658,840百万円	79,615百万円	475,098百万円	159,692百万円	315,406百万円
H 4 8	654,464百万円	78,993百万円	471,383百万円	158,443百万円	312,940百万円
H 4 9	651,202百万円	78,528百万円	468,607百万円	157,510百万円	311,097百万円
H 5 0	647,811百万円	78,172百万円	466,486百万円	156,797百万円	309,689百万円
H 5 1	646,760百万円	78,046百万円	465,733百万円	156,544百万円	309,189百万円
H 5 2	640,678百万円	77,245百万円	460,951百万円	154,937百万円	306,014百万円
H 5 3	639,347百万円	77,082百万円	459,978百万円	154,610百万円	305,368百万円
H 5 4	636,754百万円	76,702百万円	457,713百万円	153,848百万円	303,865百万円
H 5 5	635,867百万円	76,542百万円	456,759百万円	153,528百万円	303,231百万円
H 5 6	630,523百万円	75,948百万円	453,213百万円	152,336百万円	300,877百万円
H 5 7	626,671百万円	75,438百万円	450,170百万円	151,313百万円	298,857百万円
H 5 8	624,745百万円	75,194百万円	448,711百万円	150,823百万円	297,888百万円
H 5 9	624,987百万円	75,242百万円	449,000百万円	150,920百万円	298,080百万円
H 6 0	620,565百万円	74,665百万円	445,558百万円	149,763百万円	295,795百万円
H 6 1	618,113百万円	74,353百万円	443,694百万円	149,136百万円	294,558百万円
H 6 2	154,680百万円	15,699百万円	93,683百万円	31,489百万円	62,194百万円

別紙6を次のとおり改める。

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	709,612百万円
H 1 9	722,190百万円
H 2 0	719,683百万円
H 2 1	613,220百万円
H 2 2	615,754百万円
H 2 3	718,127百万円
H 2 4	749,326百万円
H 2 5	768,205百万円
H 2 6	780,791百万円
H 2 7	791,272百万円
H 2 8	791,986百万円
H 2 9	796,423百万円
H 3 0	859,613百万円
H 3 1	870,790百万円
H 3 2	877,895百万円
H 3 3	876,923百万円
H 3 4	875,775百万円
H 3 5	877,563百万円
H 3 6	874,587百万円
H 3 7	873,995百万円
H 3 8	873,400百万円
H 3 9	875,181百万円
H 4 0	872,212百万円
H 4 1	871,619百万円
H 4 2	871,026百万円
H 4 3	870,176百万円
H 4 4	864,601百万円
H 4 5	861,391百万円
H 4 6	858,179百万円
H 4 7	857,297百万円
H 4 8	851,758百万円
H 4 9	848,547百万円
H 5 0	845,335百万円
H 5 1	844,415百万円
H 5 2	838,914百万円
H 5 3	835,965百万円
H 5 4	833,015百万円
H 5 5	832,322百万円
H 5 6	827,117百万円
H 5 7	824,167百万円
H 5 8	821,217百万円
H 5 9	820,492百万円
H 6 0	815,317百万円
H 6 1	812,368百万円
H 6 2	288,316百万円

別紙 7 を次のとおり改める。

別 紙－ 7

(協定第 11 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(19)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、ロの均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関越 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	31.488
普通車	24.6	29.52	39.36
中型車	29.52	35.424	47.232
大型車	40.59	48.708	64.944
特大車	67.65	81.18	108.24

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関越特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「関越特別区間」とあるのは、関越自動車道新潟線の水上インターチェンジから湯沢インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道6号(仙台東部道路)(以下「仙台東部道路」という。)、一般国道7号(秋田自動車道(秋田外環状道路))(以下「秋

田外環状道路」という。)、一般国道14号及び16号(京葉道路)(以下「京葉道路」という。)、一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))(以下「仙塩道路」という。)、一般国道47号(仙台北部道路)(以下、「仙台北部道路」という。)、一般国道126号(千葉東金道路)(以下「千葉東金道路」という。)、一般国道409号及び468号(東京湾横断・木更津東金道路)(以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。)、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(あきる野市から久喜市まで(あきる野インターチェンジを含む))(以下「首都圏中央連絡自動車道(あきる野市から久喜市まで)」という。)又は宮城県道路公社の管理する道路(県道仙台南インター線(仙台南部道路))(以下「仙台南部道路」という。)が介在し、これらの道路と高速国道のみを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$L R + L'n R'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L + L'n})(L R + L'n R'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L + L'n})(L R + L'n R'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)のキロ程(単位：キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n : 大都市近郊区間(n1)及び関越特別区間(n2)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

ハ) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下「調整額」という。)

が（Ｂ）に掲げる料金の額以上となる場合には、イ）からハ）の規定にかかわらず（Ｃ）の額を適用するものとする。

Ｂ 調整額が５００円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ）インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ）からニ）に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ）料金算出方法の特例

Ａ ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額の特例

ハイウェイオアシスで転回する場合における料金の額は、転回前におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間及び転回後におけるハイウェイオアシスとインターチェンジ相互間について、ロ）からホ）に定める方法により、それぞれ算出するものとする。ただし、この場合、利用１回に対して課する料金の額については、（ロ）ロ）の規定にかかわらず、転回の前後についてそれぞれ７５円とする。

Ｂ 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ）により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ）からヘ）Ａに定める方法により算出した額とト）Ａに定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

Ｃ 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合の料金算出方法の特例

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を含む場合における料金の額は、イ）により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ）からヘ）Ａに定める方法により算出した額とト）Ｂ（Ａ）に定める当該相互間の料金の額との合算額とする。

ト）料金の額の特例

Ａ 北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の料金の額の特例

十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの各区間の料金の額については、（ロ）及び（ハ）イ）からヘ）の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
十勝清水インターチェンジから芽室インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから帯広ジャンクションまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから音更帯広インターチェンジまで	500	600	650	800	1,350
十勝清水インターチェンジから池田インターチェンジまで	950	1,100	1,250	1,600	2,650
十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
十勝清水インターチェンジから足寄インターチェンジまで	1,400	1,700	2,050	2,750	4,450
芽室インターチェンジから帯広ジャンクションまで	250	250	250	300	400
芽室インターチェンジから音更帯広インターチェンジまで	400	450	450	600	950
芽室インターチェンジから池田インターチェンジまで	850	950	1,050	1,400	2,250
芽室インターチェンジから本別インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
芽室インターチェンジから足寄インターチェンジまで	1,300	1,550	1,850	2,550	4,050
帯広ジャンクションから音更帯広インターチェンジまで	250	250	250	300	400
帯広ジャンクションから池田インターチェンジまで	700	750	850	1,100	1,700
帯広ジャンクションから本別インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
帯広ジャンクションから足寄インターチェンジまで	1,150	1,350	1,650	2,250	3,500
音更帯広インターチェンジから池田インターチェンジまで	450	500	600	800	1,300
音更帯広インターチェンジから本別インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
音更帯広インターチェンジから足寄インターチェンジまで	900	1,100	1,400	1,950	3,100
池田インターチェンジから本別インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
池田インターチェンジから足寄インターチェンジまで	450	600	800	1,150	1,800
本別インターチェンジから足寄インターチェンジまで	400	450	500	650	1,000

B 東北横断自動車道酒田線の料金の額の特例

(A) 笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまで	150	200	200	300	550

(B) 湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの各区間の料金の額については、(ロ)及び(ハ)イ)からへ)の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大型車
湯殿山インターチェンジから 庄内あさひインターチェンジまで	200	200	300	350	550
庄内あさひインターチェンジから 鶴岡インターチェンジまで	300	350	400	550	850
鶴岡インターチェンジから 庄内空港インターチェンジまで	200	250	300	400	650
鶴岡ジャンクションから 庄内空港インターチェンジまで	200	200	250	350	550
庄内空港インターチェンジから 酒田インターチェンジまで	150	200	200	250	450
酒田インターチェンジから 酒田中央ジャンクションまで	100	100	100	150	250
酒田中央ジャンクションから 酒田みなとインターチェンジまで	100	150	200	250	400

なお、上記区間を2区間以上連続して走行した場合は、それぞれの走行経路にあたる区間の料金の合算額を徴収するものとする。

チ) 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)及びへ)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に仙台東部道路、秋田外環状道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）又は仙台南部道路が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロ)からへ)に定める方法により算出した額と仙台東部道路、秋田外環状道路、京葉道路、仙塩道路、仙台北部道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）又は仙台南部道路のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区間	距離
仙台東部道路	亘理インターチェンジから 仙台若林ジャンクションまで	15.2キロメートル
	仙台若林ジャンクションから 仙台港北インターチェンジまで	9.6キロメートル
秋田外環状道路	秋田北インターチェンジから 昭和男鹿半島インターチェンジまで	9.5キロメートル

京葉道路	宮野木ジャンクションから 千葉東インターチェンジまで	8.4キロメートル
	千葉東インターチェンジから 千葉南ジャンクションまで	5.9キロメートル
仙塩道路	仙台港北インターチェンジから 利府ジャンクションまで	4.0キロメートル
仙台北部道路	利府ジャンクションから 富谷ジャンクションまで	11.8キロメートル
千葉東金道路	千葉東インターチェンジから 東金インターチェンジまで	16.1キロメートル
東京湾横断・木更津東金道路	木更津ジャンクションから 東金インターチェンジまで	50.0キロメートル
首都圏中央連絡自動車道 (あきる野市から久喜市まで)	あきる野インターチェンジから 鶴ヶ島ジャンクションまで	30.5キロメートル
	鶴ヶ島ジャンクションから 久喜白岡ジャンクションまで	27.5キロメートル
仙台南部道路	仙台南インターチェンジから 仙台若林ジャンクションまで	12.2キロメートル

リ) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ)、ハ) 及びヘ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

ヌ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。なお、当該途中流出前または再流入後に、北海道横断自動車道黒松内釧路線及び黒松内北見線の十勝清水インターチェンジから本別インターチェンジまで及び足寄インターチェンジまでの区間の一部若しくは全部又は東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相

互間のみ若しくは湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100 km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100 kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100 kmを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD：AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD：BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD：CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

AD'：AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

BD'：BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

CD'：CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト)、チ)、リ)及びヌ)により算出した料金の額

(注2) (B) の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定に定める貸付料(以

下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

ロ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
北海道縦貫自動車道 函館名寄線	札幌南インターチェンジから 札幌インターチェンジまで	300	400	400	550	950
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	札幌西インターチェンジから 札幌ジャンクションまで					
東北縦貫自動車道 弘前線	大泉インターチェンジから 川口ジャンクションまで	400	500	600	850	1,250
常磐自動車道	川口ジャンクションから 三郷インターチェンジまで					
東関東自動車道 水戸線	三郷インターチェンジから 三郷南インターチェンジまで					

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②一般国道1号及び16号（横浜新道）（以下「横浜新道」という。）における1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	原動機付自転車
料 金	150	200	250	350	550	50

(注1) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」「特大車」及び「原動機付自転車」とあるのは、それぞれ別添1－2の自動車の車種区分をいう。

③一般国道6号（東水戸道路）（以下「東水戸道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		ひたちなか
	水戸大洗	150
水戸南	150	300

ロ 普通車

		ひたちなか
	水戸大洗	150
水戸南	200	350

ハ 中型車

		ひたちなか
	水戸大洗	200
水戸南	200	400

ニ 大型車

		ひたちなか
	水戸大洗	300
水戸南	300	600

ホ 特大車

		ひたちなか
	水戸大洗	450
水戸南	500	950

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

④仙台東部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						仙台港北
					仙台東	150
				仙台若林 シロノハナ	100	250
			名 取	100	200	350
		仙台空港	200	250	350	500
	岩 沼	100	250	350	450	600
亘 理	100	200	350	450	550	700

ロ 普通車

						仙台港北
					仙台東	200
				仙台若林 シロノハナ	150	350
			名 取	100	250	450
		仙台空港	250	350	500	650
	岩 沼	100	350	450	600	750
亘 理	100	200	400	500	650	850

ハ 中型車

						仙台港北
					仙台東	2 5 0
				仙台若林 ^{ワケノ}	1 5 0	4 0 0
			名 取	1 0 0	2 5 0	5 0 0
		仙台空港	2 5 0	3 5 0	5 0 0	7 5 0
	岩 沼	1 0 0	3 5 0	4 5 0	6 0 0	8 5 0
亘 理	1 0 0	2 0 0	4 5 0	5 5 0	7 0 0	9 5 0

ニ 大型車

						仙台港北
					仙台東	3 0 0
				仙台若林 ^{ワケノ}	2 5 0	5 5 0
			名 取	1 5 0	4 0 0	7 0 0
		仙台空港	3 5 0	5 0 0	7 5 0	1, 0 5 0
	岩 沼	1 5 0	5 0 0	6 5 0	9 0 0	1, 2 0 0
亘 理	1 5 0	3 0 0	6 5 0	8 0 0	1, 0 5 0	1, 3 5 0

ホ 特大車

						仙台港北
					仙台東	5 0 0
				仙台若林 ^{ワケノ}	4 0 0	9 0 0
			名 取	3 0 0	7 0 0	1, 2 0 0
		仙台空港	6 0 0	9 0 0	1, 3 0 0	1, 8 0 0
	岩 沼	3 0 0	9 0 0	1, 2 0 0	1, 6 0 0	2, 1 0 0
亘 理	2 5 0	5 5 0	1, 1 5 0	1, 4 5 0	1, 8 5 0	2, 3 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑤秋田外環状道路における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	3 0 0	3 5 0	4 0 0	6 0 0	9 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑥一般国道7号(秋田自動車道(琴丘能代道路))(以下「琴丘能代道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	3 5 0	4 5 0	5 5 0	7 5 0	1, 2 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑦一般国道１３号（米沢南陽道路）（以下「米沢南陽道路」という。）における１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	２５０	３００	３５０	５００	８５０

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑧一般国道１３号（湯沢横手道路）（以下「湯沢横手道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

		横 手
	十文字	１５０
湯 沢	２００	３５０

ロ 普通車

		横 手
	十文字	２００
湯 沢	２５０	４５０

ハ 中型車

		横 手
	十文字	２５０
湯 沢	３００	５５０

ニ 大型車

		横 手
	十文字	３００
湯 沢	４５０	７５０

ホ 特大車

		横 手
	十文字	５５０
湯 沢	７００	１，２５０

（注）上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑨京葉道路における１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

区 間	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
A 区 間	１００	１００	１００	１５０	３５０
B 区 間	１００	１００	１００	１５０	３５０

C 区 間	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0	3 5 0
D 区 間	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0	3 5 0
E 区 間	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0	3 5 0
F 区 間	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 5 0	3 5 0

(注1) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) A区間とは、江戸川区一之江町（起点）から船橋市海神町（京葉一期区間の終点）又は船橋市海神町（京葉二期区間の起点）までの区間をいう。

B区間とは、船橋市海神町（京葉二期区間の起点）から習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）までの区間をいう。

C区間とは、習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）までの区間をいう。

D区間とは、千葉市稲毛区宮野木町（宮野木ジャンクション）から千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）までの区間をいう。

E区間とは、千葉市稲毛区園生町（穴川インターチェンジ）から千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）までの区間をいう。

F区間とは、千葉市中央区星久喜町（千葉東インターチェンジ）から千葉市中央区浜の町（千葉南ジャンクション）までの区間をいう。

- ⑩一般国道16号及び468号（横浜横須賀道路）（以下「横浜横須賀道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。
- イ 戸塚支線（横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間をいう。以下同じ。）供用の日の前日まで

(イ) 軽自動車等

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	100	250	250
									横須賀	200	250	400	400
								逗子	100	300	350	500	500
							朝比奈	200	300	450	550	700	700
						並木	350	550	600	800	850	1,000	1,000
					堀口能見台	—	350	550	600	800	850	1,000	1,000
				金沢自然公園	—	—	200	400	450	650	700	850	850
			港南台	200	350	350	150	350	450	600	700	850	850
		日野	100	250	400	400	200	400	500	650	750	900	900
	別所	200	250	400	550	550	400	550	650	850	900	1,050	1,050
狩場	150	300	350	500	650	650	500	700	750	950	1,000	1,150	1,150

(ロ) 普通車

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	100	300	300
									横須賀	250	350	500	500
								逗子	100	350	400	600	600
							朝比奈	250	350	600	650	850	850
						並木	400	650	750	950	1,050	1,200	1,200
					堀口能見台	—	400	650	750	950	1,050	1,200	1,200
				金沢自然公園	—	—	200	450	550	750	850	1,000	1,000
			港南台	200	400	400	200	450	550	700	800	1,000	1,000
		日野	100	300	500	500	300	500	600	800	900	1,100	1,100
	別所	200	300	500	700	700	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300
狩場	200	350	400	600	800	800	600	800	900	1,100	1,200	1,400	1,400

(ハ) 中 型 車

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	100	350	350
									横須賀	300	400	600	600
								逗子	150	400	500	700	700
							朝比奈	300	450	700	800	1,000	1,000
						並木	450	700	850	1,100	1,200	1,400	1,400
					堀口能見台	—	450	700	850	1,100	1,200	1,400	1,400
				金沢自然公園	—	—	250	500	650	900	1,000	1,200	1,200
			港南台	250	450	450	250	550	650	900	1,000	1,250	1,250
		日野	100	300	500	500	300	600	700	1,000	1,100	1,300	1,300
	別所	250	350	550	750	750	550	850	950	1,250	1,300	1,550	1,550
狩場	200	400	500	700	900	900	700	1,000	1,100	1,400	1,500	1,700	1,700

(二) 大 型 車

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	200	450	450
									横須賀	400	550	850	850
								逗子	200	550	700	1,000	1,000
							朝比奈	400	600	950	1,100	1,400	1,400
						並木	700	1,050	1,200	1,600	1,700	2,000	2,000
					堀口能見台	—	700	1,050	1,200	1,600	1,700	2,000	2,000
				金沢自然公園	—	—	400	750	900	1,300	1,400	1,700	1,700
			港南台	400	700	700	300	700	850	1,250	1,350	1,700	1,700
		日野	200	500	800	800	500	850	1,000	1,350	1,500	1,800	1,800
	別所	350	500	800	1,100	1,100	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100
狩場	300	550	700	1,050	1,350	1,350	1,000	1,350	1,550	1,900	2,050	2,350	2,350

(ホ) 特 大 車

													馬堀海岸
												浦賀	—
											佐原	—	—
										衣笠	250	750	750
									横須賀	650	850	1,350	1,350
								逗子	300	900	1,100	1,650	1,650
							朝比奈	700	950	1,550	1,800	2,300	2,300
						並木	1,150	1,800	2,100	2,700	2,900	3,400	3,400
					堀口能見台	—	1,150	1,800	2,100	2,700	2,900	3,400	3,400
			金沢自然公園	—	—	550	1,200	1,500	2,100	2,300	2,800	2,800	2,800
		港南台	600	1,200	1,200	500	1,200	1,450	2,050	2,250	2,800	2,800	2,800
	日野	200	750	1,350	1,350	700	1,350	1,650	2,250	2,450	2,950	2,950	2,950
別所	550	750	1,300	1,900	1,900	1,250	1,900	2,150	2,800	3,000	3,500	3,500	3,500
狩場	400	950	1,100	1,700	2,300	2,300	1,600	2,250	2,550	3,150	3,350	3,850	3,850

ロ 戸塚支線供用の日から

(イ) 軽自動車等

																	馬場海岸
																浦賀	—
															佐原	—	—
														衣笠	100	250	250
													横須賀	200	250	400	400
												逗子	100	300	350	500	500
											朝比奈	200	300	450	550	700	700
									戸塚	400	600	650	850	900	1,050	1,050	
								栄	100	350	500	600	800	850	1,000	1,000	
							公田	150	200	200	400	450	650	700	850	850	
						並木	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900	
					堀口能見台	—	300	400	450	250	450	500	700	750	900	900	
				金沢自然公園	—	—	150	300	350	150	350	400	600	650	800	800	
			港南台	150	250	250	200	350	400	150	350	450	600	700	850	850	
		日野	100	200	300	300	250	400	450	200	400	500	650	750	900	900	
	別所	200	250	350	450	450	400	550	600	400	550	650	850	900	1,050	1,050	
狩場	150	300	350	450	550	550	500	650	700	500	700	750	950	1,000	1,150	1,150	

(ロ) 普通車

																	馬場海岸
																浦賀	—
															佐原	—	—
														衣笠	100	300	300
													横須賀	250	350	500	500
												逗子	100	350	400	600	600
											朝比奈	250	350	600	650	850	850
									戸塚	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300	
								栄	100	400	650	700	950	1,000	1,200	1,200	
							公田	200	250	250	500	600	800	900	1,050	1,050	
						並木	350	450	550	300	550	650	850	900	1,100	1,100	
					堀口能見台	—	350	450	550	300	550	650	850	900	1,100	1,100	
				金沢自然公園	—	—	200	350	400	150	400	450	700	800	950	950	
			港南台	150	300	300	250	400	450	200	450	550	700	800	1,000	1,000	
		日野	100	250	400	400	350	450	550	300	500	600	800	900	1,100	1,100	
	別所	200	300	400	550	550	500	650	700	450	700	800	1,000	1,100	1,300	1,300	
狩場	200	350	400	550	700	700	650	800	850	600	800	900	1,100	1,200	1,400	1,400	

(ハ) 中型車

																	馬場海岸
																浦賀	—
															佐原	—	—
														衣笠	100	350	350
													横須賀	300	400	600	600
												逗子	150	400	500	700	700
											朝比奈	300	450	700	800	1,000	1,000
										戸塚	600	850	950	1,250	1,350	1,550	1,550
									栄	100	500	750	900	1,150	1,250	1,450	1,450
								公田	200	300	300	600	700	950	1,050	1,250	1,250
							並木	400	600	650	350	600	750	1,000	1,100	1,300	1,300
						堀口能見台	—	400	600	650	350	600	750	1,000	1,100	1,300	1,300
					金沢自然公園	—	—	250	400	500	200	450	600	850	950	1,150	1,150
			港南台	200	350	350	300	500	600	250	550	650	900	1,000	1,250	1,250	
		日野	100	250	450	450	400	550	650	300	600	700	1,000	1,100	1,300	1,300	
	別所	250	350	500	650	650	600	800	900	550	850	950	1,250	1,300	1,550	1,550	
狩場	200	400	500	650	800	800	750	950	1,050	700	1,000	1,100	1,400	1,500	1,700	1,700	

(二) 大型車

																	馬場海岸
																浦賀	—
															佐原	—	—
														衣笠	200	450	450
													横須賀	400	550	850	850
												逗子	200	550	700	1,000	1,000
											朝比奈	400	600	950	1,100	1,400	1,400
										戸塚	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100
									栄	200	600	1,000	1,150	1,550	1,700	1,950	1,950
								公田	300	400	400	800	950	1,300	1,450	1,750	1,750
							並木	550	750	900	500	850	1,000	1,400	1,500	1,800	1,800
						堀口能見台	—	550	750	900	500	850	1,000	1,400	1,500	1,800	1,800
					金沢自然公園	—	—	300	550	700	250	600	750	1,150	1,250	1,550	1,550
			港南台	250	500	500	400	650	750	300	700	850	1,250	1,350	1,700	1,700	
		日野	200	350	600	600	550	750	900	500	850	1,000	1,350	1,500	1,800	1,800	
	別所	350	500	700	900	900	850	1,100	1,200	750	1,150	1,300	1,700	1,800	2,100	2,100	
狩場	300	550	700	900	1,150	1,150	1,100	1,300	1,450	1,000	1,350	1,550	1,900	2,050	2,350	2,350	

(ホ) 特大車

[illegible]

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑪仙塩道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			利府中
		利府塩釜	5 0
	利府ジャンクション	5 0	1 0 0
仙台港北	1 0 0	1 5 0	2 0 0

口 普通車

			利府中
		利府塩釜	5 0
	利府ジャンクション	5 0	1 0 0
仙台港北	1 5 0	2 0 0	2 5 0

ハ 中型車

			利府中
		利府塩釜	100
	利府ジャンクション	50	150
仙台港北	150	200	300

ニ 大型車

			利府中
		利府塩釜	100
	利府ジャンクション	100	200
仙台港北	200	300	400

ホ 特大車

			利府中
		利府塩釜	200
	利府ジャンクション	150	350
仙台港北	350	500	700

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑫一般国道45号(百石道路)(以下「百石道路」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	100	150	200	250	400

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑬仙台北部道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	200	250
利府ジャンクション	150	350	400

ロ 普通車

			富谷
		富谷ジャンクション	—
	利府しらかし台	250	300
利府ジャンクション	200	400	500

ハ 中型車

			富谷
			—
	利府しらかし台	300	350
利府ジャンクション	250	500	600

ニ 大型車

			富谷
			—
	利府しらかし台	400	500
利府ジャンクション	350	700	800

ホ 特大車

			富谷
			—
	利府しらかし台	650	800
利府ジャンクション	550	1,150	1,350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑭千葉東金道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

						松尾横芝
						山武成東
						300
					東 金	300
					—	600
				山 田	—	—
				—	—	—
			中 野	100	100	400
			—	—	—	700
		高 田	100	200	200	500
		—	—	—	—	800
		大 宮	100	200	300	300
		—	—	—	—	600
		—	—	—	—	900
千葉東	100	200	300	400	400	700
—	—	—	—	—	—	1,000

口 普通車

							松尾横芝
						山武成東	3 0 0
					東 金	3 0 0	6 0 0
				山 田	—	—	—
			中 野	1 0 0	1 0 0	4 0 0	7 0 0
		高 田	1 0 0	2 0 0	2 0 0	5 0 0	8 0 0
	大 宮	1 0 0	2 0 0	3 0 0	3 0 0	6 0 0	9 0 0
千葉東	1 0 0	2 0 0	3 0 0	4 0 0	4 0 0	7 0 0	1, 0 0 0

ハ 中型車

							松尾横芝
						山武成東	3 0 0
					東 金	3 0 0	6 0 0
				山 田	—	—	—
			中 野	1 0 0	1 0 0	4 0 0	7 0 0
		高 田	1 0 0	2 0 0	2 0 0	5 0 0	8 0 0
	大 宮	1 0 0	2 0 0	3 0 0	3 0 0	6 0 0	9 0 0
千葉東	1 0 0	2 0 0	3 0 0	4 0 0	4 0 0	7 0 0	1, 0 0 0

ニ 大型車

							松尾横芝
						山武成東	4 5 0
					東 金	4 5 0	9 0 0
				山 田	—	—	—
			中 野	1 5 0	1 5 0	6 0 0	1, 0 5 0
		高 田	1 5 0	3 0 0	3 0 0	7 5 0	1, 2 0 0
	大 宮	1 5 0	3 0 0	4 5 0	4 5 0	9 0 0	1, 3 5 0
千葉東	1 5 0	3 0 0	4 5 0	6 0 0	6 0 0	1, 0 5 0	1, 5 0 0

ホ 特大車

						松尾横芝
					山武成東	1, 0 5 0
				東 金	1, 0 5 0	2, 1 0 0
			山 田	—	—	—
		中 野	3 5 0	3 5 0	1, 4 0 0	2, 4 5 0
	高 田	3 5 0	7 0 0	7 0 0	1, 7 5 0	2, 8 0 0
	大 宮	3 5 0	7 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	2, 1 0 0
千葉東	3 5 0	7 0 0	1, 0 5 0	1, 4 0 0	1, 4 0 0	2, 4 5 0
						3, 5 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑮一般国道１２７号（富津館山道路）（以下「富津館山道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

				富津竹岡
			富津金谷	1 0 0
		鋸南保田	1 0 0	2 0 0
	鋸南富山	1 0 0	2 0 0	3 0 0
富 浦	2 0 0	3 0 0	4 0 0	5 0 0

ロ 普通車

				富津竹岡
			富津金谷	1 5 0
		鋸南保田	1 5 0	2 5 0
	鋸南富山	1 0 0	2 5 0	3 5 0
富 浦	3 0 0	4 0 0	5 0 0	6 5 0

ハ 中型車

				富津竹岡
			富津金谷	2 0 0
		鋸南保田	1 5 0	3 0 0
	鋸南富山	1 5 0	3 0 0	4 5 0
富 浦	3 5 0	5 0 0	6 0 0	8 0 0

ニ 大型車

				富津竹岡
			富津金谷	2 5 0
		鋸南保田	2 0 0	4 5 0
		鋸南富山	2 0 0	4 0 0
富 浦	4 5 0	6 5 0	8 5 0	1, 0 5 0

ホ 特大車

				富津竹岡
			富津金谷	4 0 0
		鋸南保田	3 5 0	7 5 0
		鋸南富山	3 0 0	6 5 0
富 浦	8 0 0	1, 0 5 0	1, 4 0 0	1, 8 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑩一般国道233号(深川・留萌自動車道(深川沼田道路))(以下「深川・留萌自動車道」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 5 0	4 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑪一般国道235号(日高自動車道(苫東道路))(以下「日高自動車道」という。)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
料 金	1 0 0	1 5 0	2 0 0	2 5 0	4 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑫東京湾横断・木更津東金道路

- イ 浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

車 種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料 金	2, 4 0 0	3, 0 0 0	3, 6 0 0	4, 9 5 0	8, 2 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

- ロ 木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

(イ) 軽自動車等

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	1 0 0
木更津金田	1 5 0	2 5 0

(ロ) 普通車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	1 5 0
木更津金田	1 5 0	3 0 0

(ハ) 中型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	1 5 0
木更津金田	2 0 0	3 5 0

(ニ) 大型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	2 5 0
木更津金田	2 5 0	5 0 0

(ホ) 特大車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	4 0 0
木更津金田	4 5 0	8 5 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

ハ 木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は、次表のとおりとする。

(イ) 軽自動車等

					東 金
				茂 原 北	3 5 0
			茂原長南	3 0 0	6 5 0
		市 原 南	2 5 0	5 5 0	9 0 0
	木更津東	3 5 0	6 0 0	9 0 0	1, 2 5 0
木更津ジャンクション	2 0 0	5 5 0	8 0 0	1, 1 0 0	1, 3 5 0

(ロ) 普通車

					東 金
				茂 原 北	4 0 0
			茂原長南	4 0 0	8 0 0
		市 原 南	3 0 0	7 0 0	1, 1 0 0
		木更津東	4 5 0	7 5 0	1, 5 5 0
木更津ジャンクション	2 5 0	7 0 0	1, 0 0 0	1, 4 0 0	1, 5 5 0

(ハ) 中型車

					東 金
				茂 原 北	5 0 0
			茂原長南	4 5 0	9 5 0
		市 原 南	4 0 0	8 5 0	1, 3 0 0
		木更津東	5 5 0	9 5 0	1, 7 0 0
木更津ジャンクション	3 0 0	8 5 0	1, 2 5 0	1, 7 0 0	1, 7 0 0

(ニ) 大型車

					東 金
				茂 原 北	6 5 0
			茂原長南	6 5 0	1, 3 0 0
		市 原 南	5 0 0	1, 1 5 0	1, 8 0 0
		木更津東	7 5 0	1, 2 5 0	2, 3 5 0
木更津ジャンクション	4 0 0	1, 1 5 0	1, 6 5 0	2, 3 0 0	2, 3 5 0

(ホ) 特大車

					東 金
				茂 原 北	1, 1 0 0
			茂原長南	1, 0 5 0	2, 1 5 0
		市 原 南	9 0 0	1, 9 5 0	3, 0 0 0
		木更津東	1, 2 5 0	2, 1 0 0	3, 1 5 0
木更津ジャンクション	7 0 0	1, 9 5 0	2, 8 0 0	3, 8 5 0	4, 3 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

⑭一般国道４６６号（第三京浜道路）（以下「第三京浜道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					玉 川
				京浜川崎	５０
			野 川	—	—
		都 筑	５０	５０	１００
		港 北	５０	１００	１５０
保土ヶ谷	５０	１００	１５０	１５０	２００

ロ 普通車

					玉 川
				京浜川崎	５０
			野 川	—	—
		都 筑	５０	１００	１５０
		港 北	５０	１００	２００
保土ヶ谷	１００	１５０	２００	２００	２５０

ハ 中型車

					玉 川
				京浜川崎	５０
			野 川	—	—
		都 筑	１００	１００	１５０
		港 北	１００	１５０	２００
保土ヶ谷	１００	１５０	２５０	２５０	３００

ニ 大型車

					玉 川
				京浜川崎	１００
			野 川	—	—
		都 筑	１００	１５０	２００
		港 北	１００	２００	３００
保土ヶ谷	１５０	２００	３００	３５０	４００

ホ 特大車

					玉 川
				京浜川崎	1 0 0
			野 川	—	—
		都 筑	1 5 0	2 5 0	3 5 0
	港 北	1 5 0	3 0 0	4 0 0	5 0 0
保土ヶ谷	2 5 0	3 5 0	5 0 0	6 0 0	7 0 0

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）（つくば市から稲敷市まで）（以下「首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

					つくば
				つくばジャンクション	1 0 0
			つくば牛久	5 0	2 0 0
		牛久阿見	2 0 0	2 0 0	3 5 0
	阿見東	2 0 0	3 5 0	4 0 0	5 0 0
稲敷	2 0 0	3 5 0	5 0 0	5 5 0	7 0 0

ロ 普通車

					つくば
				つくばジャンクション	1 5 0
			つくば牛久	5 0	2 0 0
		牛久阿見	2 5 0	2 5 0	4 0 0
	阿見東	2 5 0	4 5 0	5 0 0	6 5 0
稲敷	2 5 0	4 5 0	6 5 0	7 0 0	8 5 0

ハ 中型車

					つくば
				つくばジャンクション	2 0 0
			つくば牛久	1 0 0	2 5 0
		牛久阿見	2 5 0	3 5 0	5 0 0
	阿見東	2 5 0	5 0 0	6 0 0	7 5 0
稲敷	2 5 0	5 0 0	7 5 0	8 5 0	1, 0 0 0

ニ 大型車

					つくば
				つくばジャンクション	250
			つくば牛久	100	350
		牛久阿見	350	450	700
	阿見東	350	700	800	1,050
稲敷	350	700	1,050	1,150	1,400

ホ 特大車

					つくば
				つくばジャンクション	400
			つくば牛久	150	600
		牛久阿見	600	750	1,150
	阿見東	600	1,200	1,350	1,750
稲敷	600	1,200	1,750	1,900	2,350

(注) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

②①首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は、次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

													久喜白岡 ジャンクション
												菖蒲白岡	150
											桶川	200	350
										桶川北本	150	350	500
									川島	200	350	550	650
								坂戸	100	300	450	650	750
						鶴ヶ島 ジャンクション	200	250	450	600	800	900	
				圏央 鶴ヶ島	100	300	350	550	700	900	1,000		
			狭山日高	200	300	500	550	750	900	1,100	1,200		
		入間	200	400	500	700	750	950	1,100	1,300	1,400		
	青梅	150	350	550	650	850	900	1,100	1,250	1,450	1,550		
	日の出	300	450	650	850	950	1,150	1,200	1,400	1,500	1,650	1,750	
あきる野	100	350	500	700	900	1,000	1,200	1,250	1,450	1,550	1,700	1,800	
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	400	700	850	1,050	1,250	1,350	1,500	1,550	1,700	1,800	1,950	2,050	
八王子南	450	750	900	1,100	1,300	1,400	1,550	1,600	1,750	1,850	2,000	2,100	
城山	650	950	1,100	1,300	1,500	1,550	1,650	1,750	1,850	2,000	2,150	2,200	
相模原	950	1,250	1,400	1,550	1,700	1,750	1,900	1,950	2,100	2,200	2,350	2,400	
圏央厚木	1,150	1,400	1,500	1,650	1,850	1,900	2,000	2,100	2,200	2,350	2,400	2,400	
海老名北	1,300	1,500	1,650	1,800	1,950	2,000	2,150	2,200	2,350	2,400	2,400	2,400	

ハ 中型車

												久喜白岡 ジヤンクシヨウ
											菖蒲白岡	200
										桶川	300	450
									桶川北本	250	550	700
								川島	300	550	850	1,000
							坂戸	150	450	650	950	1,100
						鶴ヶ島ジヤンクシヨウ	250	400	700	900	1,200	1,350
					圏央鶴ヶ島	100	400	500	800	1,050	1,350	1,500
				狭山日高	350	450	750	850	1,150	1,400	1,650	1,850
			入間	300	650	750	1,000	1,150	1,450	1,650	1,950	2,100
		青梅	250	500	850	950	1,250	1,350	1,650	1,900	2,150	2,300
	日の出	500	700	1,000	1,350	1,450	1,700	1,800	2,100	2,250	2,500	2,600
あきる野	100	600	800	1,100	1,450	1,550	1,800	1,900	2,150	2,350	2,550	2,700
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジヤンクシヨウ	600	1,050	1,250	1,550	1,900	2,000	2,200	2,300	2,500	2,700	2,850	2,850
八王子南	700	1,150	1,350	1,650	2,000	2,100	2,300	2,400	2,600	2,750	2,950	2,950
城山	1,000	1,450	1,650	1,950	2,250	2,300	2,500	2,600	2,800	3,000	3,050	3,050
相模原	1,450	1,850	2,100	2,300	2,550	2,650	2,850	2,950	3,050	3,050	3,050	3,050
圏央厚木	1,700	2,100	2,300	2,500	2,750	2,850	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050
海老名北	1,950	2,300	2,450	2,700	2,950	3,000	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050

ニ 大型車

													久喜白岡 ジャンクション
												菖蒲白岡	250
											桶川	450	650
										桶川北本	350	750	1,000
									川島	400	700	1,150	1,350
								坂戸	200	550	900	1,300	1,550
						鶴ヶ島 ジャンクション	400	550	950	1,250	1,700	1,900	
				圏央 鶴ヶ島	150	550	750	1,100	1,450	1,850	2,050		
			狭山日高	450	600	1,000	1,200	1,550	1,900	2,300	2,500		
		入間	400	850	1,000	1,400	1,600	1,950	2,300	2,700	2,900		
	青梅	300	700	1,150	1,300	1,700	1,900	2,250	2,600	3,000	3,150		
日の出	650	950	1,350	1,800	1,950	2,350	2,500	2,850	3,100	3,400	3,600		
あきる野	150	800	1,100	1,500	1,950	2,100	2,450	2,650	2,950	3,200	3,500	3,700	
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
八王子 ジャンクション	800	1,450	1,750	2,150	2,600	2,750	3,050	3,150	3,450	3,700	4,000	4,200	
八王子南	950	1,600	1,900	2,300	2,750	2,900	3,150	3,250	3,550	3,800	4,100	4,300	
城山	1,350	2,000	2,300	2,700	3,050	3,200	3,450	3,550	3,850	4,100	4,400	4,600	
相模原	1,950	2,550	2,850	3,200	3,500	3,650	3,900	4,050	4,300	4,550	4,600	4,600	
圏央厚木	2,350	2,900	3,150	3,450	3,800	3,900	4,150	4,300	4,600	4,600	4,600	4,600	
海老名北	2,650	3,150	3,400	3,700	4,050	4,150	4,400	4,550	4,600	4,600	4,600	4,600	

ホ 特大車

													久喜白岡 ジャンクション	
													菖蒲白岡	400
												桶川	700	1,100
											桶川北本	550	1,250	1,650
										川島	650	1,200	1,900	2,300
									坂戸	300	950	1,500	2,200	2,600
							鶴ヶ島 ジャンクション	600	900	1,550	2,100	2,800	3,150	
					圏央 鶴ヶ島	250	900	1,200	1,850	2,400	3,100	3,450		
				狭山日高	750	1,000	1,650	1,950	2,600	3,150	3,850	4,200		
			入間	650	1,400	1,650	2,300	2,600	3,250	3,800	4,500	4,850		
		青梅	550	1,200	1,950	2,200	2,850	3,150	3,800	4,350	4,950	5,250		
	日の出	1,050	1,600	2,250	3,000	3,250	3,900	4,200	4,800	5,200	5,700	6,000		
あきる野	250	1,300	1,850	2,500	3,250	3,500	4,100	4,400	4,950	5,350	5,850	6,150		
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	1,350	2,400	2,950	3,600	4,350	4,600	5,050	5,300	5,750	6,150	6,200	6,200		
八王子南	1,600	2,600	3,150	3,800	4,550	4,800	5,250	5,450	5,950	6,350	6,450	6,450		
城山	2,250	3,250	3,800	4,450	5,100	5,300	5,750	5,950	6,450	6,550	6,550	6,550		
相模原	3,300	4,300	4,800	5,300	5,850	6,050	6,500	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550		
圏央厚木	3,900	4,800	5,250	5,750	6,300	6,500	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550		
海老名北	4,450	5,250	5,650	6,150	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550	6,550		

(注1) 上記の料金の額には、消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上記のうち、海老名北インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間は、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したもののみならず。）

なお、上記にいう「E T Cシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務

の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は東日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

（イ）ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（20）から（42）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

（ロ）ポイントによる割引

東日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

（ハ）弾力的なポイントの付与及び割引

（イ）及び（ロ）に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「ＥＴＣコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして３会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

（イ）車両単位割引

イ）高速国道

利用者の自動車１台毎の月間利用額（中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	１０パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	１５パーセント
３万円を超える部分	２０パーセント

ロ）京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

利用者の自動車１台毎の月間利用額に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	１０パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	１５パーセント
３万円を超える部分	２０パーセント

（ロ）契約単位割引

イ）高速国道

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額（２会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が５００万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（２会社が管理する高速自動車国道の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、１０パーセントの割引を行う。

なお、平成２１年４月１日から平成２３年３月３１日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が４５０万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が２万７千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、５パーセントの割引を行う。ただし、上記１０パーセントの割引の適用を受ける利用者を除く。

ロ）京葉道路及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間

イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が５００万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に

対し、５パーセントの割引を行う。

③ ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は１４パーセント以下とする。

④深夜割引

イ 割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）。

ロ 割引率

割引率は３０パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添６に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

ただし、平成２０年１０月１４日から平成３０年３月３１日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は５０パーセントとする（平成２１年４月２９日から平成２３年３月３１日までの間については休日についても割引率を５０パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は（１）①イ（イ）に定める対距離制を適用する区間（以下「対距離制区間」という。）、（１）①ロに定める均一制を適用する各区間（以下「均一制区間」という。）又は別添６に掲げる各高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ その他

横浜横須賀道路については、平成１８年１０月３１日から平成３０年３月３１日まで本割引を適用する。東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、富津館山道路及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間については、平成２０年１０月１４日（平成２０年１１月１０日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。）から平成３０年３月３１日まで本割引を適用する（休日については、平成２１年３月２８日から平成３０年３月３１日まで本割引を適用する。）。米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲

敷市まで)については、平成21年3月28日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。

⑤通勤割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間、別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジの区間(別添5に定める一般有料道路等のキロ程のうち一般国道409号及び468号(東京湾横断・木更津東金道路)の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程の適用を開始する日(以下「キロ程適用日」という。)からに限る。)を含む100キロメートル以内の区間(距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。)を通行し(大都市近郊区間のみの通行を除く。)、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間(キロ程適用日の前日までに限る。)を含む場合。
--

東北縦貫自動車道弘前線と米沢南陽道路を、福島飯坂インターチェンジ(東北縦貫自動車道弘前線の福島ジャンクション供用の日から同ジャンクションとする。)を経由し連続して通行する場合。
--

東北中央自動車道相馬尾花沢線と米沢南陽道路を、山形上山インターチェンジ(東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。)を経由し連続して通行する場合(東北中央自動車道相馬尾花沢線の南陽高畠インターチェンジから山形上山インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までとする。))。

東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)、米沢南陽道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間(キロ程適用日の前日までに限る。)を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((L R + L'1 R'1 + 150) \times 0.5 + L'2 R'2) \times t$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ その他

別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路については平成21年3月28日から平成30年3月31日まで割引を適用する。

⑥通勤割引（距離制限緩和）

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車（平成23年4月1日から平成24年4月12日までの間については平日に通行する場合に限る。）。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が実施する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、⑤イ（イ）の表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

（イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は５０パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（ロ）割引適用区間が１００キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程、別添６のうちＡ及びＢに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が１００キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、高速国道の通行料金、別添６のうちＡ及びＢに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金（キロ程適用日からに限る。）に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、別添６のうちＡ若しくはＢに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 50) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \quad (\text{単位：パーセント})$$

（注）上記式においてＬ、Ｌ'１及びＬ'２は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'１：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'２：別添６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（単位：キロメートル）

（ハ）大都市近郊区間を含む区間

イ）割引適用区間が１００キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添６のうちＡ及びＢに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が１００キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.5 + L'2 R'2) + 75) \times t + P + P' \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.5 + L'2 R'2) + 75) \times t$ 又は $P' \times 0.5$ の別に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式において a 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1: 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2: 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : 別添6のうちD又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P' : 別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額（単位：円）

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、普通区間のキロ程、別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日から限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times (((L R + L'1 R'1) \times (1 - d)) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (((L R + L'1 R'1) \times (1 - d)) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2 及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : （ロ）に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L'1: 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L'2: 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

P : 別添6のうちD又はFに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)。

P' : (1) ①イ(ハ)ト) B(A)に定める料金の額、別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額(単位:円)。

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

R'1: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成24年4月12日までとする。

⑦早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添6のうちDに掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

(ロ) 均一制区間等

均一制区間(東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線に限る。)又は別添6のうちEに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金、別添6のうちB、D及びEに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、別添6のうちB、D若しくはEに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ その他

横浜横須賀道路については、平成18年10月31日から平成30年3月31日まで本割引を適用する。別紙6のうちBに掲げる高速道路については、平成21年3月28日から平成30年3月31日まで割引を適用する。東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については、キロ程適用日から平成30年3月31日まで割引を適用する。

⑧平日夜間割引

イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間(平成21年3月30日から平成23年3月31日までについては、平日の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。)に高速国道又は別添6に掲げる高速道路(Fに掲げる高速道路を除く。)を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路を除く。）に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

ニ その他

東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、富津館山道路及び東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間については、平成20年11月10日までは高速国道と連続して通行する場合に限る。米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自動車道、日高自動車道、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）については、平成21年3月30日から割引を適用する。

⑨平日昼間割引

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線の通行を除く。）、かつ、平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

（イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程、別添6のうちA及びBに掲げる高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、高速国道の通行料金、別添6のうちA及びBに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金（キロ程適用日からに限る。）に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別

に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 30) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \quad (\text{単位：パーセント})$$

(注) 上記式においてL、L'1及びL'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（単位：キロメートル）

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.7 + L'2 R'2) + 105) \times t + P + P' \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times 0.7 + L'2 R'2) + 105) \times t$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちD若しくはFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額（単位：円）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を

除く区間のキロ程、別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times (((L + L'1R'1) \times (1 - d)) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (((L + L'1R'1) \times (1 - d)) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : 東北横断自動車道酒田線の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L'1 : 関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。

P : 別添6のうちD又はFに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。

P' : (1) ①イ(ハ)ト)B(A)に定める料金の額、別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額（単位：円）。

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R'1 : 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。

t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成23年3月31日までとする。

⑩休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間、別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日からに限る。）を含

む100キロメートル以内の区間を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑤イ（イ）の表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

（ロ）均一制区間等

均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）、米沢南陽道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を通行し、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等又は普通車のうちETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前9時から午後5時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((L R + L'1 R'1 + 150) \times 0.5 + L'2 R'2) \times t$$

（注）上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'1：関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'2：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成30年3月31日までとする。

ニ その他

米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、千葉東金道路、深川・留萌自

動車道、日高自動車道、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）については、平成21年3月28日から割引を適用する。

⑩休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日、平成21年11月2日、平成22年2月12日、平成22年4月30日、平成22年9月24日、平成22年11月22日、平成22年12月24日及び平成23年1月3日に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率

（イ）普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線及び北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）並びに別添6のうちA、B、C及びEに掲げる高速道路に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちA、B、C若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額、別添6のうちA及びBに掲げる各高速道路の上記算出後の額並びに別添6のうちFに掲げる高速道路の料金の額を合算した額、均一制区間の上記算出後の額又は別添6のうちC若しくはEに掲げる各高速道路の上記算出後の額のそれぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

（ロ）大都市近郊区間等

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に限る。）、均一制区間（東北縦貫自動車道弘前線、常磐自動車道及び東関東自動車道水戸線に限る。）及び別添6のうちDに掲げる高速道路に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちDに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（ハ）普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ）夜間

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別添6のうちA、B及びDに掲げる高速道路に適用し、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金を1,000円とした額（キロ程適用日から限る。）と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計

算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$aLR \times 0.5 \times t + 1,000 + P \times 0.5 + P'$$

※ただし、上記式において、 $aLR \times 0.5 \times t$ 又は $P \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、P、P'、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P：別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P'：東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の額（1,000円。）

R：大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ) 昼間

午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ)を適用したときの算出額を下回る場合には、イ)を適用したときの算出額と同額とする。

$$A \quad (a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t + P + P'1 \times 0.5 + P'2 + P'3 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t$ 、 $P'1 \times 0.5$ 又は $P'3 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a' L'2R'2 \times 0.7 \times t + 1,000 + P'2 + P'3 \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $a' L'2R'2 \times 0.7 \times t$ 又は $P'3 \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記A式及びB式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'1、P'2、P'3、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

a'：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超えない場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：

キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1: 関越特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

P : 別添6のうちFに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

P'1: 別添6のうちA又はBに掲げる各高速道路の料金の額 (単位: 円)

P'2: 東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の額 (1,000円)

P'3: 別添6のうちDに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

(二) 普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額(下記A又はBに限る。)を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年4月29日から東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額(東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額を除く。)

B (ハ)イ)又はロ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$aLRdt + P + P'd$$

※ただし、上記式において、aLRdt又はP'dの別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、P、P'、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位: キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

d : 本割引適用後の料金の額を(ハ)イ)の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を(ハ)ロ)の定めにより算出した場合は0.7。

L : 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

P : 東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の本割引適用後の料金の額 (1,000円) (キロ程適用日からに限る。)

P' : 別添6のうちDに掲げる各高速道路の料金の額 (単位: 円)

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間を含む場合。
北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジとトマムインターチェンジ（北海道横断自動車道黒松内釧路線のうち夕張インターチェンジからトマムインターチェンジの間の一部が供用した場合は、当該区間における未供用区間の両端のインターチェンジとする。）を經由し連続して通行する場合（北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジからトマムインターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）。
北海道横断自動車道黒松内釧路線を夕張インターチェンジと十勝清水インターチェンジを經由し連続して通行する場合（北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張インターチェンジからトマムインターチェンジまでの全区間が供用する前日までとする。）。
東北横断自動車道酒田線を月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と関越自動車道新潟線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを經由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と常磐自動車道を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と東関東自動車道水戸線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と京葉道路を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と東京湾横断・木更津東金道路を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を經由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを經由して通行する場合。
東北縦貫自動車道弘前線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを經由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と常磐自動車道を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと常磐自動車道の三郷インターチェンジを經由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と東関東自動車道水戸線を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを經由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と京葉道路を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを經由して通行する場合。

関越自動車道新潟線と東京湾横断・木更津東金道路を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
関越自動車道新潟線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東関東自動車道水戸線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と京葉道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と東京湾横断・木更津東金道路を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
常磐自動車道と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、常磐自動車道の三郷インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東関東自動車道水戸線と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジと中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。

東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを経由して通行する場合。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ（イ）から（ハ）に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ 適用する期間

平成21年3月28日から平成23年3月31日までとする。

⑫特別区間等における割引

イ 割引をする自動車

E T C車。

ロ 割引額

（イ）関越特別区間

割引額は次表のとおりとし、（1）①イ（ロ）イ）Aの表中に定める関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

区間 車種	関越 特別区間
軽自動車等	9.447
普通車	11.808
中型車	14.17
大型車	19.484
特大車	32.472

（ロ）首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）

割引額は次表のとおりとし、（1）②に定める首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の料金の額を減じるものとする。

イ) 軽自動車等

												久喜白岡 ジャンクション
											菖蒲白岡	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
								川島	-	-	-	-
							坂戸	-	-	-	-	100
					鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	-	150	250
				圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	-	150	250
			狭山日高	-	-	-	-	-	-	-	150	250
		入間	-	-	-	-	-	-	-	-	150	250
	青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	250
日の出	-	-	-	-	-	-	50	50	100	100	200	300
あきる野	-	-	-	-	-	50	100	100	150	150	250	350
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	100	300	400	400	400	400	400	500	600
八王子南	-	-	-	100	300	400	400	400	400	400	500	600
城山	-	-	-	150	350	400	400	400	400	400	550	600
相模原	-	-	50	200	350	400	400	400	400	500	650	700
圏央厚木	100	150	100	250	450	500	450	500	500	650	700	700
海老名北	250	250	250	400	550	600	600	600	650	700	700	700

ロ) 普通車

													久喜白岡 ジャンクション
												菖蒲白岡	-
											桶川	-	-
										桶川北本	-	-	-
								川島	-	-	-	-	50
							坂戸	-	-	-	-	-	150
						鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	-	200	350
					圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	-	200	350
				狭山日高	-	-	-	-	-	-	-	200	350
			入間	-	-	-	-	-	-	-	-	250	350
		青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	50	250	350
	日の出	-	-	-	-	-	50	100	150	150	250	400	
あきる野	-	-	-	-	-	100	150	200	200	200	350	450	
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
八王子 ジャンクション	-	-	-	150	400	500	500	500	500	500	650	750	
八王子南	-	-	-	150	400	500	500	500	500	500	650	750	
城山	-	-	-	200	400	500	500	500	500	600	800	800	
相模原	-	-	50	200	450	500	500	550	700	800	800	800	
圏央厚木	150	200	200	350	550	600	650	700	800	800	800	800	
海老名北	350	350	350	500	700	750	800	800	800	800	800	800	

ハ) 中型車

												久喜白岡 ジャンクション
											菖蒲白岡	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
								川島	-	-	-	50
							坂戸	-	-	-	-	150
						鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	250	400
					圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	250	400
				狭山日高	-	-	-	-	-	-	200	400
			入間	-	-	-	-	-	-	-	250	400
		青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	250	400
	日の出	-	-	-	-	50	100	100	200	250	500	600
あきる野	-	-	-	-	50	150	200	200	250	350	550	700
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	150	500	600	600	600	600	700	850	850
八王子南	-	-	-	150	500	600	600	600	600	650	850	850
城山	-	-	-	250	550	600	600	600	650	850	900	900
相模原	-	-	50	250	500	600	700	800	900	900	900	900
圏央厚木	150	200	250	400	650	750	900	900	900	900	900	900
海老名北	400	400	400	600	850	900	900	900	900	900	900	900

二) 大型車

												久喜白岡 ジャンクション
											菖蒲白岡	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
								川島	-	-	-	-
							坂戸	-	-	-	-	200
					鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	-	350	550
				圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	-	350	550
			狭山日高	-	-	-	-	-	-	-	350	550
		入間	-	-	-	-	-	-	-	-	350	550
	青梅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400	550
日の出	-	-	-	-	-	-	100	150	200	200	450	650
あきる野	-	-	-	-	-	150	200	300	300	300	550	750
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
八王子南	-	-	-	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
城山	-	-	-	300	650	800	800	800	800	900	1,200	1,400
相模原	-	-	-	350	650	800	800	850	1,100	1,350	1,400	1,400
圏央厚木	250	300	300	550	900	1,000	1,000	1,100	1,400	1,400	1,400	1,400
海老名北	550	550	550	800	1,150	1,250	1,250	1,350	1,400	1,400	1,400	1,400

ホ) 特大車

												久喜白岡 ジャンクション
											菖蒲白岡	-
										桶川	-	-
									桶川北本	-	-	-
								川島	-	-	-	100
							坂戸	-	-	-	-	400
						鶴ヶ島 ジャンクション	-	-	-	-	600	950
					圏央 鶴ヶ島	-	-	-	-	-	600	950
				狭山日高	-	-	-	-	-	-	600	950
			入間	-	-	-	-	-	-	-	600	950
		青梅	-	-	-	-	-	-	-	50	650	950
	日の出	-	-	-	-	50	250	300	450	850	1,350	1,650
あきる野	-	-	-	-	50	300	450	500	600	1,000	1,500	1,800
八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
八王子 ジャンクション	-	-	-	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,800	1,850	1,850
八王子南	-	-	-	400	1,150	1,400	1,400	1,400	1,400	1,750	1,850	1,850
城山	-	-	-	550	1,200	1,400	1,400	1,400	1,850	1,950	1,950	1,950
相模原	-	-	200	700	1,250	1,450	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
圏央厚木	400	500	650	1,150	1,700	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
海老名北	950	950	1,050	1,550	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950

(注) 上記のうち、海老名北インターチェンジからあきる野インターチェンジまでの区間については、中日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）及び（ロ）の定めにより本割引（2会社が実施する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ（イ）から（ハ）に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ 実施する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日までとする。

⑬休日夜間割引

イ 割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後１０時から翌午前０時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するＥＴＣ車。

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道１号及び４７８号（京滋バイパス）	各インターチェンジ
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道１号（第二京阪道路）	起点、巨椋池インターチェンジ、八幡東インターチェンジ又は枚方東インターチェンジ

ロ 割引率

割引率は３０パーセントとし、高速国道の通行料金、東水戸道路の通行料金、仙台東部道路の通行料金、秋田外環状道路の通行料金、琴丘能代道路の通行料金、湯沢横手道路の通行料金、仙塩道路の通行料金、百石道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）の通行料金並びに別添６のうちＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）又は別添６のうちＤに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成２１年４月４日から平成２３年３月３１日までとする。

⑭第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ 割引をする自動車

中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後１１時から翌午前０時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、東水戸道路の通行料金、仙台東部道路の通行料金、秋田外環状道路の通行料金、琴丘能代道路の通行料金、湯沢横手道路の通行料金、仙塩道路の通行料金、百石道路の通行料金、仙台北部道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）の通行料金並びに別添6のうちDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成30年3月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする（平成23年3月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道、東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路、首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）又は別添6のうちDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月1日から平成30年3月31日までとする。

⑮首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

（イ）から（ニ）に掲げる各インターチェンジ相互間を通行するETC車。なお、インターチェンジはニに定めるところによる。

（イ） AインターチェンジとCインターチェンジ及びGインターチェンジ相互間

（ロ） BインターチェンジとDインターチェンジ相互間

（ハ） CインターチェンジとEインターチェンジ相互間

（ニ） CインターチェンジとFインターチェンジ相互間

ロ 割引額

割引額は150円（イ（ハ）に掲げるインターチェンジ相互間の通行については300円。）とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成21年5月13日から平成30年3月31日まで。

ニ 対象インターチェンジ

A インターチェンジ	東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、
B インターチェンジ	常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
C インターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の日の出インターチェンジから菖蒲白岡インターチェンジまでの各インターチェンジ

D インターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）の各インターチェンジ
E インターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ
F インターチェンジ	中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線の海老名南インターチェンジ
G インターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジ及び中日本高速道路株式会社が管理する一般国道４６８号（首都圏中央連絡自動車道）の海老名北インターチェンジから八王子南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

⑩東北縦貫自動車道弘前線における割引

イ 割引をする自動車

関越自動車道新潟線、東北縦貫自動車道弘前線及び埼玉県道高速板橋戸田線又は埼玉県道高速さいたま戸田線の３路線を連続して通行するＥＴＣ車。

ロ 割引率

割引率は５０パーセントとし、東北縦貫自動車道弘前線の通行料金に適用する。なお、割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成３０年３月３１日までとする。

⑪東京湾アクアライン特別割引

イ 割引をする自動車

東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引率

割引率は、２３パーセント以下とする。

⑫障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又

は（ロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合には限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑩乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1－1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

⑪休日バス割引

イ 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日に高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロ

に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成23年3月31日まで。

㊤平成21年度お盆期間特別割引（Ⅰ）

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率

㊤ロに定める割引率を適用する。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

㊤ハに定める特例を適用する。

ニ 適用する期間

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

㊤平成21年度お盆期間特別割引（Ⅱ）

イ 割引をする自動車

高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年8月6日、平成21年8月7日、平成21年8月13日及び平成21年8月14日。

㊤平成21年度お盆期間特別割引（Ⅲ）

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路は除く。）を通行するETC車のうち、中型車、大型車又は特大車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路（Fに掲げる高速道路は除く。）の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路（Fに掲げる高速道路は除く。）の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年8月3日から平成21年8月5日まで、平成21年8月10日から平成21年8月12日まで、平成21年8月17日及び平成21年8月18日とする。

②4乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜新道、横浜横須賀道路、第三京浜道路又は京葉道路及び千葉東金道路の各インターチェンジ相互間を通行する別添1-1、別添1-2又は別添1-3に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

②5割引相互間の適用関係

イ ④から⑦並びに②1及び②3に定める割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ロ ①から②3に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

②6企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債

務返済機構に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 東日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) ①イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制を適用する区間を除く)を連続して通行する場合の料金の額は、(1) ①イ(ハ)イ) Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また(1) ②について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月15日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下及び車両総重量 2 5 トン以下で 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上のもので車軸数が 3 以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和 3 6 年建設省令第 2 8 号）第 1 条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで（第 2 号イを除く。）に定める限度以下で車軸数が 4 のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者である者が当該許可に係る路線を定期に運行するものと及びこれに類するものとして東日本高速道路株式会社が認めたものと及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2 車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大型車	ワ 普通貨物自動車（4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
原動機付自転車		法第 2 条第 3 項に規定する原動機付自転車

大都市近郊区間

路 線 名	区 間
東北縦貫自動車道 弘前線	川口ジャンクションから 加須インターチェンジまで
関越自動車道 新潟線	練馬インターチェンジから 東松山インターチェンジまで
常磐自動車道	三郷インターチェンジから 谷田部インターチェンジまで
東関東自動車道 水戸線	三郷南インターチェンジから 成田インターチェンジまで
成田国際空港線	成田インターチェンジから 新空港インターチェンジまで

別添 3 インターチェンジ相互間のキロ程 (単位: キロメートル)

北海道縦貫自動車道函館名寄線（大沼・札幌南間、札幌・士別釧路間）

大沼	森	落部	八雲	国縫	長刀部	黒松内	龍淵	虹田	伊達	室蘭	登別	白老	西	苫小牧	苫小牧	新千歳	千歳	恵庭	輪厚	北広島	札幌南																					
																						9.7	29.9	45.9	67.6	78.7	84.3	112.5	125.7	139.3	152.2	163.2	173.5	182.1	197.9	215.3	223.1	237.1	246.1	256.1	260.3	264.5
																						20.2	36.2	57.9	69.0	84.6	102.8	116.0	129.6	142.5	152.1	163.5	181.2	197.7	215.5	223.4	227.4	236.4	246.4	250.3	254.8	
																						16.0	37.7	48.8	64.4	82.6	95.8	109.4	122.3	131.9	143.3	161.9	177.7	195.3	203.2	207.2	216.2	226.2	230.1	234.6		
																						21.7	32.8	48.4	66.6	79.8	93.4	106.3	115.9	127.3	145.9	161.7	179.3	187.2	191.2	200.2	210.2	214.1	218.6			
																						11.1	26.7	44.9	58.1	71.7	84.6	94.2	105.6	124.2	140.0	157.6	165.5	169.5	175.5	185.5	192.4	196.9				
																						15.6	33.8	47.0	60.6	73.5	89.1	94.5	113.1	128.9	146.5	154.4	158.4	167.4	177.4	181.4	183.4	185.4	187.4	189.4	191.4	193.4
																						13.2	26.8	31.4	45.0	57.9	67.5	78.9	97.5	113.3	130.9	138.8	142.8	151.8	161.8	164.8	167.8	170.2	172.2	174.2	176.2	178.2
																						13.6	26.5	36.1	47.5	66.1	81.9	99.5	107.4	114.4	120.4	134.4	143.4	148.4	153.4	158.4	163.4	168.4	173.4	178.4	183.4	188.4
																						12.9	22.5	33.9	52.5	68.3	85.9	93.8	97.8	106.8	116.8	120.7	125.2									

[illegible]

北海道横断自動車道黒松内釧路線（余市・札幌西間、千歳恵庭ジャンクション・本別間）

[illegible]

北海道横断自動車道黒松内北見線（本別ジャンクション・足寄間）

	足寄
本別	14.8
池田	30.4

— 85 —

[illegible]

花卷南	花卷
-----	----

[illegible][illegible][illegible]

[illegible]

									東根
								天童	5.0
							寒河江	13.1	
					山形北			11.2	
				山形中央	9.7	11.6		11.7	16.7
		山形上山		10.4				22.1	27.1
南陽高畠			9.1	19.5				31.2	36.2
	上山							46.5	51.5
		15.3	24.4	34.8					

[illegible]

[illegible][illegible]

東関東自動車道千葉富津線（千葉南・富津竹岡間）

[illegible]

東関東自動車道水戸線（三郷南・潮来間、鉾田・茨城ジャンクション間）

[illegible]

		茨城町 西	茨城町 東
鉾田	茨城南	11.0	13.4
	8.8		

北関東自動車道(高崎JCT・関ヶ原JCT間、栃木都賀JCT・水戸南JCT間)

[illegible][illegible]

中央自動車道長野線（豊科・更埴ジャンクション間）

				更埴	坂城	長野
			更埴	ジャンクション	14.1	6.0
		姥捨		0.9	15.0	6.9
	麻績	スマート	—	—		
豊科			7.3	18.6	19.5	
	23.2	30.5	41.8	42.7		

北陸自動車道（新潟空港・朝日間）

[illegible]

成田国際空港線（成田・新空港間）

		新空港
成田	成田 スマート	2.6
	—	3.9

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添 5 一般有料道路等のキロ程（単位：キロメートル）

一般国道6号（東水戸道路）

		ひたちなか
	水戸大洗	4.8
水戸南		10.2
	5.4	

一般国道6号（仙台東部道路）

					仙台港北
				仙台東	5.2
			仙台若林		9.6
			ジャンクション	4.4	12.6
		名取	3.0	7.4	19.3
	岩沼	6.7	9.7	14.1	22.6
亘理		3.3	10.0	13.0	24.8
	2.2	5.5	12.2	15.2	19.6

一般国道7号（秋田自動車道（秋田外環状道路））

	昭和男鹿半島
秋田北	9.5

一般国道7号（秋田自動車道（琴丘能代道路））

		能代南
	八竜	4.1
琴丘森岳		17.1
	13.0	

一般国道13号（湯沢横手道路）

		横手
	十文字	5.8
湯沢		13.5
	7.7	

一般国道14号及び16号（京葉道路）

						千葉南
					蘇我	ジャンクション
				松ヶ丘		1.6
					3.0	4.6
			千葉東	1.3	4.3	5.9
		貝塚	—	—	—	—
	宮野木	3.1	5.9	7.2	10.2	11.8
武石	ジャンクション	2.5	5.6	8.4	9.7	14.3
	3.5	6.0	9.1	11.9	13.2	17.8

一般国道45号（三陸縦貫自動車道（仙塩道路））

			利府中
		利府塩釜	2.2
	利府ジャンクション	1.6	3.8
仙台港北		4.0	5.6
			7.8

一般国道45号（百石道路）

	下田百石
八戸北	5.2

一般国道47号（仙台北部道路）

			富谷
		富谷ジャンクション	
	利府		1.7
利府ジャンクション	しらかし台	6.6	8.3
	5.2	11.8	13.5

一般国道126号（千葉東金道路）

						千葉東
					大宮	3.2
				高田	4.3	7.5
			中野	3.9	8.2	11.4
		東金	2.5	6.4	10.7	13.9
			4.7	8.6	12.9	16.1
	山田	—	13.4	17.3	21.6	24.8
松尾横芝		—	20.8	24.7	29.0	32.2
	山武成東	8.7				
	7.4	16.1				

一般国道127号（富津館山道路）

				富津竹岡
			富津金谷	4.1
		鋸南保田	3.7	7.8
	鋸南富山	3.2	6.9	11.0
富浦		8.2	11.4	15.1
				19.2

一般国道233号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））

	深川西
深川ジャンクション	4.4

一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））

	沼ノ端西
苫小牧東	4.0

一般国道409号及び468号（東京湾横断道路・木更津東金道路）（浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については東日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）

浮島	木更津金田	木更津金田	袖ヶ浦	木更津西 ジャンクション	東金
	15.1		3.9	3.2 7.1	
木更津 ジャンクション	木更津東	市原南	茂原長南	茂原北	東金
	7.1	19.6	28.4	39.1	50.0
			8.8	10.7	10.9
			12.5	19.5	21.6
			21.3	32.0	30.4
					42.9

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）

あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	菖蒲白岡	久喜白岡 ジャンクション
											3.3	3.3
											6.1	9.4
											10.8	14.1
											16.5	19.8
											19.0	22.3
											24.2	27.5
											26.4	29.7
											33.2	36.5
											39.2	42.5
											44.0	47.3
											52.7	56.0
											54.7	58.0

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（つくば市から稲敷市まで）

つくば	つくば ジャンクション	つくば牛久	牛久阿見	阿見東	稲敷
					6.0
					11.9
					18.0
					19.5
					23.8

主要地方道 仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）

利府中	松島海岸	松島大郷	松島北	鳴瀬奥松島
				6.8
				10.2
				14.3
				18.3

県道仙台南インター線（仙台南部道路）

仙台南	山田	長町	今泉	仙台若林 ジャンクション
				1.2
				3.7
				9.1
				12.2

別添 6

A	一般国道6号（仙台東部道路）
	一般国道7号（秋田外環状道路）
	一般国道7号（琴丘能代道路）
	一般国道13号（湯沢横手道路）
	一般国道45号（三陸自動車道（仙塩道路））
	一般国道45号（百石道路）
	一般国道47号（仙台北部道路）
	一般国道233号（深川留萌自動車道（深川沼田道路））
	一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））
B	一般国道6号（東水戸道路）
	一般国道126号（千葉東金道路）
	一般国道127号（富津館山道路）
	一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち木更津金田インターチェンジから木更津西ジャンクションまでの区間
	一般国道468号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間
	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（つくば市から稲敷市まで）
C	一般国道13号（米沢南陽道路）
	一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間
D	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（あきる野市から久喜市まで）
E	一般国道16号及び468号（横浜横須賀道路）
F	一般国道14号及び16号（京葉道路）のうち習志野市鷺沼（幕張インターチェンジ）から千葉市中央区浜の町（千葉南ジャンクション）まで

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マレージ																								
大口	×	大口																							
前納	×	×	前納																						
深夜	○	○	○	深夜																					
通勤	○	○	○	×	通勤																				
通勤Ⅱ	○	○	○	×	×	通勤Ⅱ																			
早朝	○	○	○	×	×	×	早朝																		
平夜	○	○	○	×	×	×	×	平夜																	
平昼	○	○	○	×	×	×	×	×	平昼																
休昼	○	○	○	×	×	×	×	×	×	休昼															
休特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	休特														
特区	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	特区													
休夜	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	休夜												
東亀	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	東亀											
圏連	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	圏連										
外環	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	外環									
アクア	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	アクア								
障害者	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	障害者							
路バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス						
休バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	休バス					
盆Ⅰ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	盆Ⅰ				
盆Ⅱ	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	盆Ⅱ			
盆Ⅲ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	○	盆Ⅲ		

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤Ⅱ」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特区」、「休夜」、「東亀」、「圏連」、「外環」、「アクア」、「障害者」、「路バス」、「休バス」、「盆Ⅰ」、「盆Ⅱ」、「盆Ⅲ」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京外環自動車道における割引、東京湾アクアライン特別割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引（Ⅰ）、平成21年度お盆期間特別割引（Ⅱ）、平成21年度お盆期間特別割引（Ⅲ）を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東京外環自動車道における割引、東京湾アクアライン特別割引、平成21年度お盆期間特別割引（Ⅰ）、平成21年度お盆期間特別割引（Ⅲ）
2	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引（Ⅱ）
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 21 年 8 月 10 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長 八 木 重二郎